

## 第1回定例会議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第2号 いちき串木野市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第3号 いちき串木野市附属機関条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第4号 いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第5号 串木野高齢者福祉センター等の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第6号 いちき特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第7号 大里農産加工センターの指定管理者の指定について
- 第10 議案第8号 冠嶽園の指定管理者の指定について
- 第11 議案第9号 串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の指定について
- 第12 議案第10号 川上運動広場の指定管理者の指定について
- 第13 議案第11号 市来弓道場の指定管理者の指定について
- 第14 議案第12号 B&G海洋センターの指定管理者の指定について
- 第15 議案第13号 いちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 予算議案第8号 令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）
- 第17 国特予算議案第3号 令和5年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18 介特予算議案第4号 令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第19 後特予算議案第3号 令和5年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第20 予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市一般会計予算
- 第21 国特予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第22 介特予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第23 後特予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 水道予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第25 下水道予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市下水道事業会計予算
- 第26 議案第14号 いちき串木野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第27 議案第15号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第28 議案第16号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第29 議案第17号 いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第18号 いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 第31 議案第19号 いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第20号 いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第21号 いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第22号 いちき串木野市消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議案第23号 市道の認定について
- 第36 議案第24号 いちき串木野市漁港管理条例及びいちき串木野市串木野フィッシャリーナ浮き桟橋条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議案第25号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第38 議案第26号 いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第1号（2月20日）（火曜）

出席議員 16名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	中里純人君

---

欠席議員 なし

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神藺敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福谷和也君

---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	市来支所長	橋口昭彦君
副市	長	出水喜三彦君	教育総務課長	吉永康彦君
教育	長	相良一洋君	消防長	下池裕美君
総務課	長	岡田錦也君	市民生活課長	西久保敏彦君
企画政策課	長	山崎達治君	都市建設課長	吉見和幸君
財政課	長	立野美恵子君		

---

△開 会

○議長（中里純人君） これから令和6年第1回いちき串木野市議会定例会を開会します。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

去る2月14日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。なお、請願・陳情については、付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から報告のあった令和5年11月分及び12月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第6号・7号及び8号について、それぞれの写しをお手元に配付してあります。

また、鹿児島県市議会議長会臨時総会出席報告についても、その写しをお手元に配付してあります。

△開 議

○議長（中里純人君） これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中里純人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、下迫田良信議員、原口政敏議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（中里純人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月27日までの37日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から3月27日までの37日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第19

議案第1号～後特予算議案第3号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第3、議案第1号から日程第19、後特予算議案第3号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 令和6年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号専決処分の承認を求めることについてであります。

令和5年度いちき串木野市一般会計において、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付及び低所得の子育て世帯に対する加算給付に係る予算措置に急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

議案第2号いちき串木野市動物の愛護及び管理に関する条例の制定についてであります。

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、人と動物の共生する社会の実現のため、動物の飼い主の遵守事項及び飼い主のいない猫との関わり等の必要な事項を定めようとするものであります。

議案第3号いちき串木野市附属機関条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

組織機構の見直しに当たり、体育施設を市長部局から教育委員会へ移管するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第4号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、運営施設の公表方法の見直し等を行うため、改正しようとするものであります。

議案第5号から議案第12号までは、指定管理者の

指定についてであります。

串木野高齢者福祉センター、市来高齢者福祉センター及び働く女性の家を社会福祉法人いちき串木野市社会福祉協議会に、いちき特産品直売所をいちき特産品振興会に、大里農産加工センターを市来大里加工グループに、冠嶽園を有限会社坂口造園に、串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場を有限会社俣木造園に、川上運動場を川上コミュニティ協議会に、市来弓道場をいちき串木野市弓道連盟に、B&G海洋センターを株式会社日本水泳振興会に、それぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号いちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

酔之尾東団地の空室利用促進策として、4階及び5階の入居要件に社宅等の利用を追加するため、改正しようとするものであります。

次に、予算議案第8号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を187億1,962万7,000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

それでは、歳出から款を追って、その主なるものについて説明を申し上げます。

2款総務費は、総務管理費で市債管理基金積立金の追加、戸籍住民基本台帳費で戸籍情報システム等改修事業費の追加、選挙費で県議会議員選挙費の減額であります。

3款民生費は、児童福祉費で令和6年度から新たに羽島学童クラブが開設されることに伴う放課後児童クラブ環境改善事業補助金の計上及び保育施設等給付費の追加であります。

4款衛生費は、保健衛生費で予防接種事業費の減額であります。

6款農林水産業費は、林業費で有害鳥獣捕獲事業補助金の追加、水産業費で串木野漁港広域漁港整備事業負担金の追加であります。

7款商工費は、地域間幹線系統確保維持費補助金及び地方バス市内路線維持費補助金の計上であります。

8款土木費は、道路橋梁費で地方特定道路整備事業負担金の計上、河川費で県単砂防事業負担金の計上であります。

次に、歳入の主なるものについて、説明を申し上げます。

10款地方交付税は、普通交付税の追加であります。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、事業費決定に伴うものであります。

18款繰入金は、財政調整基金繰入金の減額であります。

21款市債は、事業費決定による調整に伴うものであります。

第2条繰越明許費の補正は、空き家活用事業など11事業を追加し、翌年度に繰り越して使用するものであります。

第3条債務負担行為の補正は、串木野高齢者福祉センターなど7件の指定管理者指定について、期間と限度額を定めるものであります。

第4条地方債の補正は、過疎対策事業債など3事業債の限度額の変更を行うものであります。

次に、国特予算議案第3号令和5年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,657万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億5,362万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において、2款保険給付費で決算見込みによる療養給付費及び高額療養費の追加、8款諸支出金で県支出金返還金の追加、歳入は、4款県支出金で保険給付費等交付金の追加、6款繰入金で一般会計繰入金及び国民健康保険基金繰入金の減額、7款繰越金で前年度繰越金の追加であります。

次に、介特予算議案第4号令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれ

ぞれ7,073万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億133万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において、2款保険給付費及び3款地域支援事業費で決算見込みによる減額、5款基金積立金で介護保険基金積立金の追加、歳入は、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び7款繰入金は、いずれも保険給付費及び地域支援事業費の決算見込みに伴う減額、8款繰越金で前年度繰越金の追加であります。

次に、後特予算議案第3号令和5年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ361万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億2,055万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において、2款後期高齢者医療広域連合納付金で決算見込みによる保険基盤安定分担金の追加、歳入は、3款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中里純人君）** これから質疑に入ります。

まず、議案第1号専決処分承認を求めることについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号いちき串木野市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

**○14番（原口政敏君）** ちょっと伺いますが、犬は鎖をつけておりますから大体分かると思うんですよ。猫に限っては、たまには首輪をしている猫もおりますけれど、ほとんどがしてないと思うんですね。それで、飼い猫と野良猫とどのような判断をされるのか、1点伺いたいと思います。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** 飼い猫とそれ以外の猫についてであります。今回の条例の中では、飼い猫は原則として室内での飼養を推奨することとしております。現在、外に出ていく猫については、それ以外の猫と区別するために、飼い主のいない猫

を管理する団体が飼い猫以外であると確認した上で、その猫を管理するものとしております。

**○14番（原口政敏君）** だから私が聞くのは、どのような判断をするのかということですけどね。どのような判断をして、自分の飼い猫と野良猫と判断をしますかって。

実は、私のうちにも猫がいます。6年ぐらい前、雌なんですけれど、避妊手術をしましたが、夜は私と寝ます。しかし、昼になったら、もうどこに行くか分からないんですよ。それを捕まえて避妊手術をした場合は、もしその猫の飼い主がおられたら、これは訴訟問題になりますよ。何でうちの猫に避妊手術をされたんですかと。

だから、慎重にしないといけないと思うんですよ、この問題は。その区別をどうされますか。

うちにいる猫はいいですよ。ところが、うちの猫も、夜は私と寝ますけれども朝になったら出て行って、私が帰るときには待っているんですよ、それまではどこに行ったか分かりません。だから、そういうことをどうされるのかなと思って。いいことなんですけれどもね。慎重にしなければ、これは訴訟問題に関わることもありますよ。

課長、そこのところをもう1回教えてください。所管じゃありませんので。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** ただいまの猫のことについてであります。地域猫活動を行っていただく際に、地域住民への説明等をしていただくこととしております。そこに関しては、実際猫を飼っていらっしゃるおうちの方もいらっしゃいますし、猫に困っていらっしゃる方もいると思いますが、そういう方々、猫の世話をする周辺の住民の方々に説明をした上で、市として、そういう活動ができる団体と認めた団体について活動をしていただくような計画にしております。

**○14番（原口政敏君）** あんまりよく分かりませんが、一つだけ、課長、言いたいことは、野良猫を捕まえたとき、その辺の住民の皆さんに、「この猫はあなたの猫じゃありませんか」って聞くのも必要だと思うんですよ。

先ほども言いましたけれど、私の猫もかわいいで

すよ。もう家族の一員ですよ、飼ったら。それを万が一避妊手術をしなくていいのにしたとなれば、これは訴訟問題に関わりますよ。だから、そこを慎重に。その周辺の家に行って、「この猫は身寄りはありませんか」って。それぐらいの配慮をしないと、大きな問題になりますからね、課長。だから、慎重にしてください。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** 実際には飼養されている猫については、原口議員がおっしゃったとおり飼い主が実際にいるものでありますので、飼い主のいない猫を飼養していくために、猫の写真等を撮った上で確認していただく予定としておりますので、間違いがないように指導しながら活動を進めていきたいと考えているところです。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○7番（田中和矢君）** 第2号議案の条例の制度実施は大変結構なものだと考えます。もうここに書いてあるので読み上げませんが、条例の趣旨は非常にいいものと思いますが、この条例に違反したりしたときの罰則規定というものは定めてあるのでしょうか。その点をお伺いいたします。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** 今回、罰則規定は設けておりません。こちらにつきましては、遵守事項をそれぞれ定めておりますが、こちらについての罰則はなく、市としては、指導を行っていき、勧告・命令という形で改善を促すものとしております。命令に従わない場合は公表という形で、実際守られてない方は公表ということにしております。

動物愛護法のほうで罰則規定がございますので、ひどい事例等については、そちらを適用していきたいと考えているところであります。

**○7番（田中和矢君）** 動物愛護条例ですか、それに規定してあることに則って公表等をやると。いいと思うんですが、市内の各地で猫等の迷惑とか被害がいろいろとあって、こういう条例を定めるきっかけになったと思うんですが、よりこの条例を具現化というか、しっかりと運用していくためには、罰則規定も。過料とか罰金とか程度のものまでは定めたほうがいいんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** 罰則を設けてはどうかということではありますが、今回、地域猫活動を条例の中に盛り込み取り組んでいただくに当たり、実際に今現在、地域猫活動を行っている方々もいらっしゃいます。団体であったり個人であったりというところで活動をしている方もいらっしゃいますが、そういう方々が条例を適用した時点で禁止とか罰金の対象になると、市として認定した団体がないうちは禁止をしてしまわないといけないことになってしまうと、地域猫の飼養団体等の育成の妨げの一因になるのではないかと考えており、今回は強い罰則等は盛り込まなかったところであります。

**○7番（田中和矢君）** 私は、この条例に罰則規定を設けたらどうかということ発言したからといって、犬や猫が嫌いなわけではなく、私も前の発言の原口議員と同様に犬も猫も家で飼っています。

より人と動物の共生する社会の実現のために、いろいろと改良を加えたり、微妙な感情的な問題もありますので、十分にこの条例を運用していただきたいと思います。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○4番（江口祥子君）** 議案第2号の動物愛護及び管理に関する条例の制定についての中の第5条、飼い主の遵守事項の8項目めに「災害時の飼養に備えた準備をし、災害時にも責任を持って飼養を行うよう努めること」とありますが、本市では、ペット同伴避難所はありますか。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** 現在のところ、市内で正式にペットの同行ができる避難所は設定されていないところであります。

**○4番（江口祥子君）** 内閣府が2022年に改定した避難所運営ガイドラインでは、飼い主が避難所でペットと過ごす同伴避難のルールづくりを検討するよう、自治体に求めています。

現実的ではないのではないかと伺います。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** 現在、避難所開設の担当課では、ペット同行のできる避難所開設に向けて準備をしているところであります。

実際開設されても、ペットの飼養をされる方々が避難の在り方等をちゃんと認識していない場合は、

運営に支障を来すものと思いますので、こちらの条例では、常日頃から、ペットの飼い主の方もペットの避難の在り方等についての周知等を避難所の担当課と一緒に進めていきたいということで盛り込んである条文になっております。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○11番（東 育代君）** 今、同僚議員の質問もありましたが、ぜひ、地域防災計画の中にペット同伴避難を入れるということで対応していただきたいと思っております。

それと、第2条に市の責務についてがありますが、「市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を策定し、関係行政機関、関係団体及び市民と協力していく」とありますが、先ほど、担当課の話でも、地域猫活動の文言は条例の中にはありません。地域猫活動を今認知し一緒になって取り組むということで、条例に入れたいというような発言も担当課のほうにありましたが、ぜひ、市の責務の中に「関係行政機関、それから地域猫活動団体、それから関係団体及び」という文言を入れていただくことはできないかということをお聞きます。

それと、第8条に、飼い主のいない猫との関わりについて書いてございます。先ほど、同僚議員のほうでもいろいろと問題があったと思いますし、罰則規定がないとのことでありましたが、この条例では、「市民等は飼い主のいない猫への給餌は控えるように努める」とありますが、罰則規定がございません。これでは、少々緩い条例になっているのではないかと思いますか、いかがでしょうか。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** まず、地域猫活動を行う団体についての明記でありますが、今回のこの条例につきましては、全ての動物を対象とした条例としております。その中で、第8条に飼い主のいない猫との関わりということで、地域猫の活動を行う団体はここに含まれるものと考えております。最初の目的の中に明記してはどうかということではあるんですが、この書いてある関係団体の中に含まれるものと考えているところであります。

続きまして、餌やりの禁止をうたってはどうかということですが、先ほども申しましたが、現

在、市において、正しく飼い主のいない猫の世話をされている方がいらっしゃいます。そういう方々を団体として、活動を広げていただきたいと市としては考えております。その中で、条例の施行と同時に禁止の適用というのは団体の育成にそぐわないのではないかという考えで、強い文言は避けているところでもあります。

**○11番（東 育代君）** 担当課の説明で考えは分かるんですが、やはり市の責務のところに「地域猫活動団体」という文言を入れることによって、このグループの方々は、条例に書いてあるから、ふるさと納税の呼びかけにも努めたいという思いもあられるようです。

それから、第8条で緩いということを申しましたが、他市では、既にこのように飼い主のいない猫への不適切な給餌の禁止を条例に明記されていることもあります。

本市では、いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例があります。また、平成30年には人と猫との共生を目指したチラシの作成がありますが、この中に、既に「野良猫への無責任な餌やりはやめましょう」とあるんですが、なかなか、これが市民のところには届いていないこともあります。

しっかりと飼い主のいない猫への不適切な餌やりの禁止というのも明記してあることで、昨年、市長のほうに2,000名弱の署名をお届けしたんですが、署名をくださった方々も餌やりの禁止、あるいは地域猫活動の推進を願っての署名運動であったと思いますので、条例についてももう少しどうなのかなということをお願いの質疑でございます。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** 初めに、地域猫活動を行う団体を明記することで、ふるさと納税の推進が図られるのではないかということについてですが、こちらにつきましては、来年度から実施を予定しております地域猫活動に対する助成事業があります。こちらにつきましては、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用することを検討しております。一般のふるさと納税と違いまして、地域猫活動のこの補助事業に対してだけ募集を行い、そこに寄附を募るものとなりますので、通常のふる

さと納税とはまた違う形で効果があるのではないかと考えているところであります。

また、餌やりの禁止についてであります。繰り返しになりますが、市としましては、餌やりを禁止するというのではなく、地域猫を管理・飼養していただく団体をつくっていききたいという考えが第一としております。その中で、今回の条例を提案させていただいております。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第3号いちき串木野市附属機関条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号串木野高齢者福祉センター等の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号いちき特産品直売所の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号大里農産加工センターの指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号冠嶽園の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の指定について、

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号川上運動場広場の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号市来弓道場の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号B&G海洋センターの指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号いちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

**○7番（田中和矢君）** 一部改正ということで、酔之尾東団地の入居率が現在34.4%とかなり空きが多く、5年以上の空室もずっと続いているということで、私も、一般質問もいたしました。この改正は非常にいいことだと考えます。

ただ、ここで一つお伺いしたいのが、入居要件の変更のところで、「子育て世帯」が、改正後は「子育て世帯プラス社宅等」となっております。「社宅等」と書いてあるんですが、たしか、この説明会のときに、総務課説明用のメモの中に文言としては書いてないですが、この「社宅」というのは法人のみであるかのような説明が総務課長からされたと思うんです。

そこで、市内の各事業所には、法人だけでなく、個人事業ではあるけれども社宅の必要な人を雇う、あるいは雇いたい、それによって雇用をしっかりと守っていききたいということがあると思うので、これは法人のみなのか、あるいは個人事業者もこの範囲に含まれるのかを、まず1点質疑いたします。

**○都市建設課長（吉見和幸君）** 今回の改定につきましては、法人のみを対象として考えているところでございます。

**○7番（田中和矢君）** わが市の中には、法人組織を取っていないくても、個人組織で人を雇いしっかりと事業を継続しているところがありますので、ここは、法人のみでなく個人事業者も含むと改正してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

それと、もう1点、駐車場が1台以上の場合の利用料はどのようになさるのか。現在、わが市では、公共交通機関があまり充実してないので車を2台以上持っている家庭は多いと思います。そういったことの対処はどのようにされますか。

**○都市建設課長（吉見和幸君）** まずは、入居申込みの法人についてでございますが、この入居につきましては、入居者資格を市内の法人従業員等ということで充ててございます。いろんな方が入居されると想定されることから、生活支援というところも法人の方々に行っていただきたいとして、今回の改正については、市内法人ということで改定をさせていただきます。とさせていただきます。

駐車場につきましてでございます。駐車場につきましては、基本、市営住宅酔之尾東団地1戸に1台ということではございますが、今、空きも多いことから、2台使われている方もいらっしゃいます。また、私有地を使って駐車場として利用している部分もございますので、説明会の中でも、今後、駐車場の利用が増える場合につきましてはまた別途協議をしていきたいと説明をいたしたところでございます。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○2番（西田憲智君）** 今、4階5階の入居率が34.4%で、これが有効活用できるのは非常に今後重要なことだろうと考えています。

その中で、入居期間、使用期間が年度更新になっているんですけども、この年度更新は、4月の年度更新なのか、途中でも随時受入れが可能なのかというところを、まず1点お伺いします。

2点目が、公民館加入が、今子育て世帯は努力義務で、この社宅等については義務となっているんですが、この加入活動、いずれもやっぱり義務というスタンスで、これが、事実上本当に可能なのかというところ、こういったことでこういった義務をしかれているのかというのを、2点目にお伺いします。

3点目が、先ほど質問の中にもありましたように、「社宅等」とあるんですが、社宅以外にどのような入居要件を想定して「等」というのを使われているのか。

この3点をお伺いいたします。

**○都市建設課長（吉見和幸君）** まず、1年更新の件でございます。これは、随時、申込みがあれば空き室等の関係もございしますが、受けたいと考えております。

それと、公民館活動についてでございます。この酔之尾東団地は、酔之尾東団地が酔之尾東公民館そのものになっております。したがって、入居者が今少ない中で役員とかが大変困っている状況もございしますので、今、この入居状況の中では、個人または法人という形で公民館活動に参加していただきたいということを義務づけたいという意図で、こういうことになっております。

あと、もう一つは「社宅等」の「等」というところでございます。「等」については、学校法人等の申込みもあるのではないかとということも想定してのことです。

**○2番（西田憲智君）** どこの公民館についても、この加入というのは非常に大きな課題だと思いますし、やっぱり地域住民との交流とか、例えば様々な共同利用というのを考えれば、公民館の加入もしくは協力が必要だと思いますが、今、課長からあったように、例えば役員の成り手不足とかいろんな協力体制とかあると思いますので、ここについても、いろいろ皆さんの理解をしっかりと得られながら進める必要があると思います。

以上で終わります。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

**○議長（中里純人君）** ほかに質疑なしと認めます。

次に、予算議案第8号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）について、質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第3号令和5年度いちき串木

野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第4号令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、後特予算議案第3号令和5年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている案件については、議案第1号を除き、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

---

△日程第20～日程第38

予算議案第1号～議案第26号一

括上程

**○議長（中里純人君）** 次に、日程第20、予算議案第1号から日程第38、議案第26号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

**○市長（中屋謙治君）** 本日ここに、令和6年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を表明するとともに、予算議案及び議案の概要について御説明し、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今年元旦に発生した能登半島地震においては、最大震度7を記録し、石川県を中心に、家屋の倒壊や火災、津波等によって240人を超える方が亡くなり、住宅や道路の損壊、海岸や漁港などにも甚大な被害が発生しています。

亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された方、避難生活で厳しい生活を余儀なくされている方、全ての方々に心からのお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧・復興を願ってやみません。本市としても、被災地へ安心を届けられるよう可能な限りの支援に努めてまいります。

さて、全国的に急激な人口減少社会が到来しています。その最大要因は、急激な少子化の進行とされ、令和4年に全国で生まれた出生児数は77万人、令和5年は72万人になるとの見通しが示されています。昭和20年代に250万人、平成でも120万人あったのに比べると、危機的な水準にあると言われています。

このため、国においては、昨年6月、「こども未来戦略方針」を策定し、「少子化は我が国が直面する最大の危機」として、「若年人口が急激に減少する2030年までが人口減少を食い止めるラストチャンス」との認識の下、特に「若者・子育て世代の所得向上」を実現するため、「国の持てる力を総動員」して取り組むこととされています。

本市においては、全国平均を上回るスピードで急激に少子化が進んでおり、令和3年の出生児数が110人、令和4年で132人、令和5年は103人という過去最低の出生児数となっており、これらは、10年

前のおよそ半分もしくはそれ以下という大変厳しい状況になっています。

このため、本市は、令和5年度を「人口減少・少子化緊急対策元年」と位置づけ、「子どもや若者」を中心とした施策を重点的に進めているところですが、引き続き、令和6年度も「人口減少・少子化対策」を最重要課題と位置づけ、国の方針と歩調を合わせつつも、他に先んじてあらゆる方面から積極的に取り組むことが急務と考えます。

まず、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、これまでの保育料の完全無償化に加え、新たに子ども医療費の無償化、学校給食費の無償化の「三つの無償化」を進めます。

さらに、若者や子育て世代を主なターゲットとして、市外への転出抑制を図るとともに外部からの移住・定住促進を図るため、本市での住宅取得に係る支援策を創設し、住みやすい環境づくりに取り組みます。

令和6年度重点施策、その中の人口減少・少子化対策、まず三つの無償化による子育て支援策であります。子育て支援策として、三つの無償化に取り組みます。

一つ目は、学校給食費の無償化です。保護者の経済的負担軽減を図るため、国に先んじて市立小・中学校に在籍する児童・生徒の給食費を完全無償化します。

あわせて、給食食材の地場産品の使用を拡大し、子どもたちが地元特産品や地域の産業について学ぶ食育を推進します。

二つ目は、高校生までの子ども医療費の無償化です。これまで、市の独自策として住民税課税世帯の子どもに係る医療費を15歳、中学生までを無償化の対象としていましたが、令和6年10月から、18歳、高校生までを無償化して、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

三つ目は、保育料の無償化です。令和5年度から、市の独自策として国の無償化の対象とならない住民税課税世帯の0歳から2歳児までの保育料を無料とし、保育料の完全無償化を実現しました。保護者の経済的負担が軽減されるだけでなく、育児に係る精

神的負担も軽くなったと高く評価されています。

令和6年度も引き続き保育料を完全無償化するとともに、新たに、保育人材の安定的確保のため、市内の保育所等に就職した保育士等に対する補助制度を創設します。

これら「三つの無償化」を進め、子育て世代の経済的負担と育児に係る精神的な負担を軽減し、ゆとりのある子育て環境づくりに取り組みます。

次に、その他の子育て支援策、結婚支援策であります。

人口減少・少子化対策は、これらの負担軽減に加え、出会いから結婚・出産・子育て、家庭と仕事の両立まで、ライフステージに応じた若者・子育て世代に寄り添った幅広い支援が必要です。

近年の少子化の大きな要因は若者の未婚・晩婚化にあるとの指摘もあることから、結婚を前提とした幅広い世代の出会いと結婚の機会の創出を支援します。趣味・嗜好のイベント等の開催、婚活事業所への登録料等に対する助成をはじめ、結婚時に必要な引っ越し費用の助成などを行うこととして、その対象となる年齢の上限を40歳未満から45歳未満に引き上げます。

出産前後の支援策としては、不妊に悩む方の精神的・経済的負担の軽減を図るため、治療費の助成上限額の拡大など制度の充実を図ります。

また、子育てに関しては、「子育て世代包括支援センター“あいびれっじ”」を拠点に、相談者の不安に寄り添った支援を行います。

学齢期の児童の支援策として、放課後児童クラブ利用料助成の対象について、これまでの住民税非課税世帯のみを、児童扶養手当受給世帯にまで拡大します。

また、共働き世帯の増加と地域の実情を踏まえ、新たに、令和6年4月をめどに羽島学童クラブを開設します。また、子どもたちが放課後等に気軽に立ち寄り安心して過ごせる場を提供する取組を進めるための補助制度を創設します。

こうした出産・子育て期に係る様々な支援策とともに、家事・育児・介護に係る性別役割分担意識の解消を図るため、市内事業所に対するイクボス企

業応援助成金や男性の家事・育児参画などのセミナーを実施し、女性も男性も子育てしながら働きやすい職場づくり、社会全体で子育てを支える機運の醸成と環境づくりを進めます。

なお、国においても、引き続き、出産・育児関連用品の購入や支援サービスの利用に対する支援が行われるとともに、令和6年10月分からは、児童手当の支給対象年齢が18歳までに拡大され、第3子以降については大幅な支給額の引上げが行われることになっています。

次に、転出抑制、移住・定住促進策についてであります。

転出抑制及び移住・定住促進策として、転入者のみならず市内居住者も対象として、住宅取得に対する助成制度を創設します。若者や子育て世代を中心に、住宅建設や中古住宅取得に対する助成制度を創設し、市外への転出抑制を図るとともに外部からの移住・定住促進を図り、住みやすい環境づくりを進めます。

令和5年度末の空き家調査によると、市内には1,789戸の空き家があり、今後さらに増えることが予想されます。利用可能な空き家について、空き家利用促進補助制度を創設し、空き家バンクへの登録を促進するとともに、家財撤去等に係る費用の助成制度を設け、空き家の流通を図ります。

さらに、移住・定住に係る情報発信として、新たに、移住希望者向けの暮らしや子育てなどに関する情報に特化した移住・定住の専用ウェブサイトを整備し、公式LINEとの連携も図りながら、有効な情報発信に努めていきます。

また、本市が抱える様々な課題解決を内容として新たな事業を開始したり、移住・定住につなげることに特化した地域おこし協力隊を採用し、移住・定住者の増加を図ります。

次に、まちの魅力づくりであります。

昨年末に開催された全国高等学校駅伝競走大会において、神村学園女子駅伝部が5年ぶり2度目の優勝を飾りました。また、同校野球部は昨年夏の甲子園でベスト4の優秀な成績を収め、今年の春の選抜大会の出場も決めています。

市来農芸高校においては、生徒による養殖コオロギを家畜用飼料に活用する取組が、「イオンエコワングランプリ」の研究・専門部門で最高賞の内閣総理大臣賞を受賞しました。

串木野高校においては、鹿児島県高校生探究コンテストで、いちき串木野市の伝統文化を守ることに関する発表が特別賞など三つの賞を受賞しました。

こうした子どもたちの素晴らしい活躍や一生懸命に努力する姿は、市民を勇気づけるとともにまちに大きな希望を与えてくれます。次代を担う子どもたちが、誇りと愛着を持ちながら豊かな人格を形成し、たくましく生き抜いていくことは、まちの大きな魅力となります。そうした質の高い教育環境を提供するのは、我々大人の責務でもあります。

学校再編については、令和8年4月の中学校再編を円滑に進めるため、開校準備委員会で十分な検討を行うとともに、串木野中学校などの学校施設・設備改修に関わる設計を行います。

学校再編に当たっては、本市ならではの魅力的な特色を打ち出していくことが重要となります。

小・中学校の教育においては、本市は薩摩藩英国留学生旅立ちの地であり、さらに海とともに栄え発展してきたという歴史等を踏まえ、世界に羽ばたき社会の発展に寄与できる人材を育成するため、重点項目の一つとして英語教育の充実に取り組んでいきます。子どもたちが、「今の学び」が世界への視野を広げるとともに世界にも通用すると実感できる英語教育を目指し、現在2名のALTを4名に増員するほか、オンライン英会話を取り入れるなど、英語を通じた広い世界との出会いを充実させます。

児童・生徒の教育環境の整備については、特別教室の空調設備の実施設計のほか、避難所に指定されている小・中学校などのトイレの洋式化を行います。

また、不登校や教室に入れない、いわゆる「保健室登校」の生徒を支援するため、串木野中学校に校内支援センターを設置し、学校内での子どもたちの新たな居場所づくりに取り組んでいきます。

部活動については、令和8年度の休日の地域移行実施に向け、教師の負担軽減と生徒にとって望ましい部活動の運営方式を探るため、市来中学校をモデ

ル校として取り組んでいきます。

社会教育分野では、家庭教育力や地域力の低下、人間関係の希薄化などの問題が指摘される中、市民総ぐるみのあいさつ運動をはじめ、家庭や地域の教育の充実、市民力を高める取組を展開していきます。

また、郷土愛や我がまちへの誇り、まちづくりへの参画意欲の醸成を図るため、地域に学ぶふさとゼミナール事業を実施するほか、子どもたちが高校・大学卒業後、将来地元への定住・就業を促進するため、令和5年度に創設した薩摩スチューデント奨学プログラムの利用促進に努めます。

食のまちづくりについては、食のまちPRパートナーなどと連携し、特色ある「食」の様々な媒体での情報発信やECサイトにおける食材フェアの開催などにより、「食のまち」としての認知度向上とシビックプライドの醸成、ブランドイメージの形成を図ります。

本市特産品の海外市場への販路拡大については、独自の取組に加え、新たに「薩摩國広域輸出促進協議会」に加入し、近隣自治体と連携してPR活動に取り組んでいきます。

食を支える農業については、「選ばれる農産物」としての有機農業の可能性を探るため、市民農業塾を有機農業塾に変更し、土作りを中心に市内事業者と連携を図りながら環境に優しい農業を推進します。

観光については、薩摩藩英国留学生記念館が今年で10周年を迎えます。記念事業として、カリフォルニアのブドウ王と呼ばれた「長澤鼎」の特別企画展をはじめ、決死の覚悟でイギリスに出立した若き薩摩藩士の思いに自らの夢を重ねる、旅立ちの地エッセイコンテストを開催するなど、親しみやすい施設として新たな視点での誘客を図ります。

パークゴルフ場については、利便性の向上と安全性確保のために、老朽箇所の更新はもとより、管理棟改修やテラス常設など施設のリニューアルを行い、利用者の拡大につなげていきます。

長崎鼻公園再整備事業については、子育て世代をはじめ幅広い世代が安心して集える誘客交流拠点としての公園づくりを目指し、令和8年度の供用開始に向け、共同体の選定や基本設計等に着手します。

吹上浜フィールドホテルに隣接する大里川河口や沖ノ浜一帯のエリアについては、松林や砂浜、水辺空間のゆとりや夕日の優れた景観などを活かし、体験型観光レジャーズーンとしての可能性を探るため、地域やホテルと連携しながら一帯の活性化に向けた構想策定に取り組めます。

国際交流については、今年、米国サリナス市との姉妹都市盟約締結から45周年、南加鹿児島県人会創立125周年の節目の年を迎えることから、互いの絆を深めるとともに今後一層の交流促進につなげるため、親善訪問団を派遣します。

市民一人ひとりの人権や多様性が尊重され、差別や偏見のない誰もが安心して暮らせる包摂性のある社会を目指して、多文化共生のまちづくりを推進するとともに、制度導入に向けたパートナーシップ宣誓制度についての理解促進に努めます。

外国人留学生に対する支援制度については、市内事業者との連携を図りながら、留学生の学業支援とともに市内企業・事業者の人材確保に努めていきます。

次に、安心して暮らせるまちづくりについてであります。

防災・減災については、全国で頻発かつ激甚化する自然災害に対応し、防災情報を確実に市民に伝達するため、老朽化した防災行政無線の更新に取り組んでいきます。

また、集中豪雨時に浸水が発生する市道八房・北新田線沿線の浸水対策に係る実施設計のほか、河川の護岸整備や浚渫に取り組めます。さらに、浸水予想箇所を自動的にLINEでお知らせする内水氾濫監視警報システムを導入し浸水対策の強化を図ります。

消防・救急については、感染症防止のための消毒室設置に係る実施設計を行うほか、外国人の119番通報や救急現場での同時通訳ができるサービスの利用を開始します。

環境衛生については、飼い主のいない猫の適正な飼養を推進するために、地域猫活動に取り組む団体の育成に努めるとともに、不妊去勢手術等に係る経費の助成制度を創設します。

墓地や墓石に対する考え方が多様化する中、空き区画が増えている木原墓地の今後の在り方について検討を進めます。

公共施設については、次期総合施設等管理計画の策定に当たり、施設ごとの更新や統廃合、長寿命化などの個別施設計画を策定します。施設の長寿命化については、老朽化に伴う串木野高齢者福祉センターの屋根・外壁の改修のほか、いちきアクアホールの空調設備等の改修を行い、利用者の安全性と利便性を確保します。

空き室が増えつつある市営住宅のうち定住促進住宅の酔之尾東団地について、一部を民間企業へ賃貸する制度を新たに導入するとともに、今後の改修や在り方について検討します。

社会基盤については、有利な財源確保に努めながら、道路改良特別事業等による舗装や側溝の改良のほか、道路、橋梁、水道などの長寿命化に向けた計画的な整備・改修を行います。

次に、未来につながる投資の推進であります。

エネルギー関連については、本市は、沖合での洋上風力発電事業の実現と産業拠点化を目指していきます。利害関係者等で構成する市の洋上風力発電調査研究協議会においては、漁業振興や地域振興策をはじめ、サプライチェーンの構築や港湾の産業拠点化などの調査・研究を進め、県・関係自治体等とも連携・調整しながら、事業実現に向けて取り組みます。

企業誘致、雇用形成については、安茶工業団地の令和8年度分譲開始に向け実施設計などを行います。

サテライトオフィスについては、IT企業誘致に努めるとともに、コミュニティマネジャーによる市内事業者の生産性向上を図るためのIT企業とのマッチングなど、地域のDX化を支援します。

また、市民の利便性向上と行政サービスの効率化を図るため、利用者が多い市役所窓口のキャッシュレス決済やマイナンバーカードを活用した「書かない窓口」、自宅からの電子申請システムなどを導入します。

商工業振興については、これまでの空き店舗活用や飲食店の新規出店に対する補助金に加え、新たに

創業支援事業補助金を創設し、新規創業に係る設備購入費等について助成します。

農業振興については、サワーポメロなど本市特産品のPRと消費拡大によるブランド化を推進するほか、果樹農家の負担軽減や持続化支援のための改植等を引き続き実施します。

水産業振興については、漁業者の漁獲効率向上に資する漁船のエンジン整備等に係る補助制度を新たに創設します。また、まぐろ漁業については、乗組員の確保・育成のために、市内事業所が負担する船員の海技免許等取得に係る費用について支援する補助制度を新たに創設します。

甬島フェリーについては、老朽化に伴う新船の建造が進められており、令和7年3月に就航予定となっています。甬島航路は本市と甬島とをつなぐ重要なかけ橋であり、今後の利用促進を図る上からも、関係自治体等と連携しながら就航記念事業を検討します。

串木野駅東側にあるプリマハム鹿児島工場の建屋の解体が始まりました。現地は、駅に隣接するまとまった土地であり、今後の本市のまちづくりを考える上で重要な場所となりますので、プリマハムの意向等も伺いながら、跡地の在り方や活用策等について調査・研究を行います。

終わりに、地方自治は、市民と行政との確かな信頼関係の上に築かれます。市政を担う者として大事なことは、市民の皆様の御意見やニーズを正しく把握して対応することであり、まちづくりの原点は「広聴」にあると思います。私たちのまちの未来をどう描いていくか、その実現に向けて何にどう取り組んでいくのか、市民の皆様と行政が共に考え、共に語り合い、共に行動していく「共創」が、すなわち「まちづくり」だと思います。

いちき串木野市は、令和7年に市制20周年を迎えます。これまでのまちづくりを振り返るとともに、今後のまちの魅力づくりにつながる取組を市民と行政が共に企画して、この節目の年を未来に向けた「共創」によるまちづくりのスタートラインとしたいと考えています。

都市間競争が激しくなる中でのまちづくりは、我

がまちの力・強み・魅力を最大限に活かし、磨き上げ、育み、つなげることにあります。こうした取組が、本市の特色としての魅力をさらに高め、我がまちへの誇りと愛着を育み、「住んでみたい、住んでよかった」という評価となり、「持続可能なまち」につながっていくものと考えます。

このような認識の下、人口減少・少子化対策に重点的に取り組むとともに、「選ばれるまち」を目指して、まちの魅力づくりを高め、諸施策に全力を尽くしていく所存です。

議員各位をはじめ市民の皆様のお一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、予算議案の概要について説明申し上げます。

国の令和6年度地方財政計画においては、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て施策の強化など様々な行政課題に対応し行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る額が確保されたところであります。

令和6年度の本市当初予算は、学校給食費、子ども医療費、保育料の三つの無償化や定住促進補助金などに総額約3億5,000万円を計上し、人口減少対策への取組を強化するほか、防災行政無線施設整備事業及びパークゴルフ場リニューアル事業に約4億円を計上するなど、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進やまちの魅力づくりに向けた取組を進めることとしております。

歳入面では、地方交付税は地方財政計画に基づき増収を見込んでいるものの、市税及び地方消費税交付金、また実質的な地方交付税である臨時財政対策債も減としております。

歳出面では、人件費や扶助費が増加する中、防災行政無線施設整備事業等により普通建設事業費が大幅に増加するため、緊急防災・減災事業債などの市債を発行するとともに財政調整基金等から繰入れを行い、予算を編成したところであります。

人口減少・少子高齢化が進む中、エネルギー価格・物価高騰の影響を受け、市内経済の状況は依然として厳しい状況にあることから、今後も、厳しい

財政状況が見込まれます。そのため、事務事業等の歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、効率的で持続可能な財政運営の下、施策の重点化に努めてまいります。

それでは、会計ごとに予算議案の概要を説明申し上げます。

まず、一般会計であります。

令和6年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ174億5,300万円で対前年度4.2%の増であります。

歳出を性質別に前年度と比較しますと、義務的経費のうち、人件費は3.0%の増、扶助費は5.5%の増となっております。消費的経費のうち、物件費は1.4%の増、維持補修費は最終処分場管理費等の減により41.4%の減、補助費等は1.8%の増となっております。投資・出資・貸付金は2.0%の増、投資的経費のうち、普通建設事業費は防災行政無線施設整備等により60.7%の増であります。

次に、歳入の主なるものについて、説明を申し上げます。

市税は、個人住民税の定額減税分及び固定資産税の減を見込み、対前年度4.6%の減であります。

地方消費税交付金は、2.9%の減であります。

地方特例交付金は、定額減税による減収分の補填を見込み411.2%の増であります。

地方交付税は、地方財政計画に基づき増収を見込んでおります。なお、実質的な地方交付税と呼ばれる普通交付税と臨時財政対策債の合計額では、臨時財政対策債が減少する見込みであります。0.3%の増を見込んでおります。

寄附金は、ふるさと納税寄附金を前年度と同額で見込んでおります。

繰入金は5.1%の増で、財政調整基金を2億9,000万円、市債管理基金を2億2,300万円、ふるさと寄附金基金を9億448万1,000円、合併まちづくり基金を9,700万円繰り入れております。

令和6年度末の基金残高は、財政調整基金で14億7,148万6,000円、市債管理基金で22億8,610万7,000円を見込んでおります。

市債は97.6%の増で、令和6年度末の市債残高は

159億2,975万2,000円を見込んでおります。

第2条継続費は、防災行政無線施設整備事業に係る経費の総額及び年割額を定めるものであります。

第3条債務負担行為は、その事項、期間及び限度額について、第4条地方債は起債の目的及び限度額等について、第5条は一時借入金の最高限度額を15億円とすることについて、第6条は歳出予算の流用の範囲について、それぞれ定めております。

次に、特別会計であります。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出それぞれ38億2,182万9,000円で対前年度1.3%の減であります。

介護保険特別会計は、歳入歳出それぞれ38億2,596万9,000円で対前年度1.6%の増であります。なお、令和6年度からの第9期事業計画により、介護保険料の基準額の引下げを行ったところであります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出それぞれ5億7,423万8,000円で対前年度11.2%の増であります。

次に、公営企業会計であります。

水道事業会計は、令和6年度の業務予定量で、給水戸数1万2,570戸、年間総給水量388万8,000トンとを予定しております。収益的収支の予定額は、収入は6億8,273万6,000円、支出は6億6,055万6,000円としております。資本的収支の予定額は、収入2億7,886万1,000円、支出は管路耐震化事業などにより5億5,775万6,000円であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億7,889万5,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金をもって補填することとしております。

下水道事業会計は、令和6年度の業務予定量で、排水件数5,134件、年間総処理量166万5,962トンとを予定しております。収益的収入の予定額は、収入は下水道使用料及び一般会計からの負担金及び補助金を見込み5億6,547万5,000円、支出は5億4,463万6,000円としております。資本的収支の予定額は、収入を2億972万5,000円、支出はストックマネジメント事業などにより3億8,505万7,000円であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する

額1億7,533万2,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金をもって補填することとしております。

次に、議案について説明を申し上げます。

議案第14号いちき串木野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法の規定に基づき、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員の休業制度を導入するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第15号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、関係条例を整備しようとするものであります。

議案第16号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

議案第17号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、消防法に基づく危険物貯蔵所の設置許可申請に関する手数料の金額を改定しようとするものであります。

議案第18号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

子ども医療費の課税世帯の助成対象者を令和6年10月1日以降の診療分から18歳までに拡充するため、改正しようとするものであります。

議案第19号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

議案第20号いちき串木野市重度心身障害者医療費

助成金支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

鹿児島県が、重度心身障がい者に対する医療費助成金の支払い方法を令和6年7月1日以降の診療分から窓口での手続を不要とする自動償還払いへ見直すため、改正しようとするものであります。

議案第21号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和6年度から8年度までにおける介護保険料について、基準額を引き下げるとともに、負担段階を9段階から13段階に細分化するため、改正しようとするものであります。

議案第22号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する補償基礎額を改定しようとするものであります。

議案第23号市道の認定についてであります。

照島地区に新設した栗屋田1号線を市道認定するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号いちき串木野市漁港管理条例及びいちき串木野市串木野フィッシャリーナ浮き桟橋条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

議案第25号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

森木住宅3棟のうち1棟3戸を用途廃止するため、改正しようとするものであります。

議案第26号いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上議決してくださいませよう、お願い申し上げます。

---

### △日程第39 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

**○議長（中里純人君）** 次に、日程第39、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員選挙に関する規則の制定に基づき、選挙の告示を行い候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、議会規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

**○議長（中里純人君）** ただいまの出席議員は16人です。

これから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

**○議長（中里純人君）** 投票用紙の配付漏れはあり

ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（中里純人君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

1番	田 畑 和 彦	議員
2番	西 田 憲 智	議員
3番	高 木 章 次	議員
4番	江 口 祥 子	議員
5番	吉 留 良 三	議員
6番	松 崎 幹 夫	議員
7番	田 中 和 矢	議員
8番	中 村 敏 彦	議員
9番	大六野 一 美	議員
10番	濱 田 尚	議員
11番	東 育 代	議員
12番	竹之内 勉	議員
13番	下迫田 良 信	議員
14番	原 口 政 敏	議員
15番	福 田 清 宏	議員
16番	中 里 純 人	議員

○議長（中里純人君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（中里純人君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に江口祥子議員、吉留良三議員を指名します。

両議員の立会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（中里純人君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

松元正明候補 11票

柴立豊子候補 5票

以上のとおりです。

以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午前11時34分